

公益財団法人沖縄県建設技術センター 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人沖縄県建設技術センター（以下「センター」という。）が別に定める「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程」（以下「業務規程」という。）に基づき、センターが実施する低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金（以下「技術的審査料金」という。）について、必要な事項を定める。

(技術的審査料金)

第2条 業務規程第12条第1項及び第2項に規定する料金の額は、次のとおりとする。

(1) 一戸建ての住宅

33,000円

(2) 共同住宅等の住戸部分

別表の1の住戸の戸数に応じた額

(3) 共同住宅等の建築物全体（1棟ごと）

建築物全体の住戸の戸数に応じた別表の1に定める額に共用部分の床面積に応じた別表の2に定める額を加算した額

(4) 業務規程第6条に規定する計画の変更に係る技術的審査料金の額は、別表の右欄に定める額とする。ただし、センターにおいて適合証が交付されたものに限る。

(別途協議)

第3条 その他特別な事情により、上記の料金によらない場合は、別途センターと協議した額とする。

(附則)

この規程は、平成25年8月1日より施行する。

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

別表
技術的審査料金

(単位:円)

1	申請戸数	新規審査	変更審査
住宅部分	1戸(戸建住宅を含む)	33,000	16,000
	2戸～5戸	66,000	33,000
	6戸～10戸	88,000	44,000
	11戸～25戸	116,000	58,000
	26戸～50戸	159,000	79,000
	51戸～100戸	207,000	103,000
	101戸～200戸	257,000	128,000
	201戸～300戸	346,000	173,000
	301戸～	425,000	212,000

2	面積(m ²)	新規審査	変更審査
の 共同住宅等 の 共用部	300以内	108,000	54,000
	300を超え～2,000以内	162,000	81,000
	2,000を超え～5,000以内	211,000	105,000
	5,000を超え～10,000以内	245,000	122,000
	10,000を超え～25,000以内	284,000	142,000
	25,000を超えるもの	315,000	157,000

3	面積(m ²)	新規審査	変更審査
非住宅部分	300以内	244,000	122,000
	300を超え～2,000以内	373,000	186,000
	2,000を超え～5,000以内	487,000	243,000
	5,000を超え～10,000以内	569,000	284,000
	10,000を超え～25,000以内	661,000	330,000
	25,000を超えるもの	734,000	367,000

※消費税込み